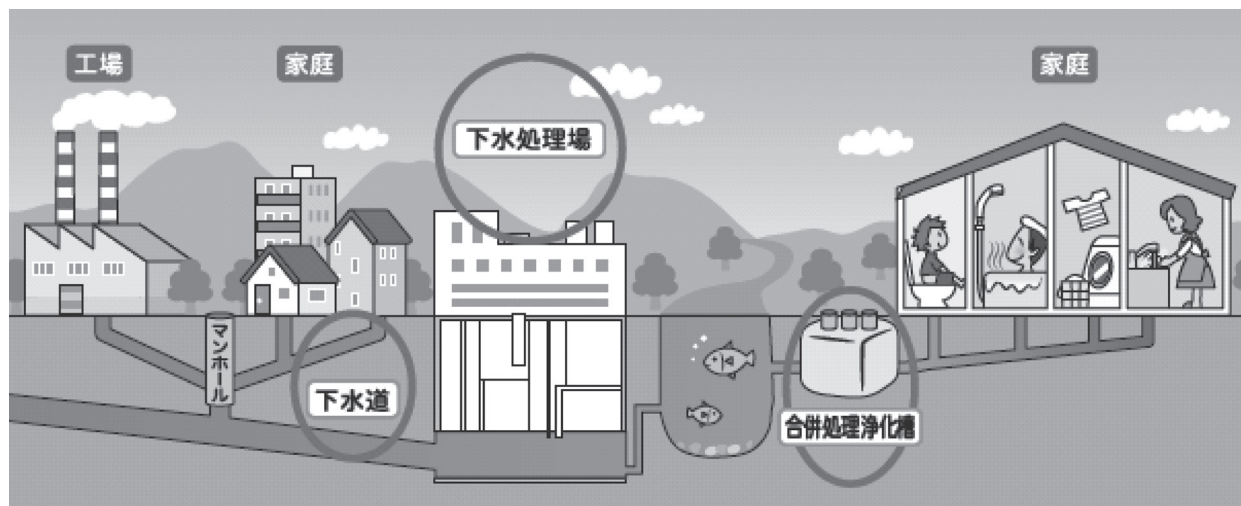


補助制度を活用し

合併浄化槽を設置しませんか。

生活排水をきれいにするために
家庭からの排水管を「下水道」や「浄化槽」につないでください。



トイレの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」の家庭からは、台所やお風呂などの生活排水が未処理のまま放流されていますので、川や海などを汚す原因となっています。津久見市では、合併処理浄化槽に転換される方に対して、次のとおり助成します。

【補助金額】(平成29年度より3年間、20万円の補助金が加算されています)

区分	5人槽	7人槽	10人槽
住宅の改築	532,000円	614,000円	748,000円

住宅の改築とは、「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から「合併処理浄化槽」に転換し、既存の住宅の全部または一部が残される場合です。

【対象地域】

公共下水道処理区域外の地域(無垢島を除く)

【補助対象】

一般住宅(小規模店舗等を併用した住宅の場合は、居住部分が1/2以上必要です。)
※新築住宅は対象となりません。

【対象経費】

合併処理浄化槽の設置に要する経費

【その他】

この補助金には、交付条件がありますので、工事の着工前に必ず下記にお問い合わせください。また、予算には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

合併処理浄化槽を設置して、きれいな水を流し、私たちの大切な自然を守りましょう。

【お問い合わせ】 津久見市役所 上下水道課 下水道管理班
電話 0972-82-9516